

農地法第4・5条届出に係る書類一覧表

2022.10.4改正

書類名	部数		備考
	4条	5条	
届出書	2	3	原本
開発事前協議済証の写	1	1	予め開発指導課の「越谷市まちの整備に関する条例」において事前審査を受けたもの
土地登記全部事項証明書	1	1	3ヶ月以内のもの(原本)
公図写	1	1	区画整理地内で仮換地中の場合は不要 3か月以内のもの(写し可)
位置図	1	1	農振地図又は都市計画図(1/20000程度、写し可)
仮換地証明書	1	1	区画整理地内で仮換地中の場合(原本)
実測図	1	1	区画整理地内(仮換地中)の一部転用の場合
住民票等	1	1	届出人(譲渡人・貸人)の住所が土地登記全部事項証明書の住所と異なる場合(異動経過が確認できる書類)
委任状(押印要)	1	各1	・4条で届出人が来庁できない場合 ・5条で届出人(譲渡人・譲受人・貸人・借人)が来庁できない場合
本人確認書類	1	各1	・ <u>運転免許証、保険証、旅券、個人番号カードなど</u> 詳細については、届出書2枚目(裏面)を参照 ・代理人が来庁する場合は、届出人の本人確認書類の写し2点の提出が必要 ・届出人が法人の場合は、法人登記事項証明書を添付

【土地改良区決済金について】

農地を転用するにあたって、土地改良区によって決済金が発生する場合があります。

詳しくは、各区域の土地改良区にお問い合わせください。

土地改良名	郵便番号	住所	電話
元荒川土地改良区	339-0016	岩槻区大字新方須賀1160番地	048-799-0799
新方領用悪水路土地改良区	344-0032	春日部市備後東6丁目11番22号	048-735-0516
葛西用水路土地改良区	340-0144	幸手市戸島2丁目155番地	0480-47-3811
八条用水路土地改良区	343-0823	越谷市相模町2丁目10番地	048-985-7301

※該当区域については農業委員会事務局におたずねください。

越谷市農業委員会事務局 ☎048-963-9279 (直通)